

### 11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」実施期間です

こども家庭庁では、今年度から毎年11月を「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」実施期間とし、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組んでいます。  
※「オレンジリボン運動」とは、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

#### あなたしか 気づいてないかも そのサイン

虐待かもと思ったらすぐにお電話ください  
年中無休・24時間受付  
児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189

児童相談所全国共通ダイヤル「189」は、虐待かもと思ったときなどに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

●問い合わせ先  
福岡県京築児童相談所 TEL 84-0407  
子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線231)

### 宝くじの助成金で西友枝区会の備品を整備しました

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。

西友枝区会では、この助成事業を活用して、西友枝地区の交流事業に使用する簡易テントや投光器、電気ドリルなどの備品を整備しました。今回備品を整備したことで、今後の地域コミュニティ活動のさらなる充実と地域の活性化が期待されます。



●問い合わせ先  
企画開発課 企画情報係 TEL 72-3112(内線121)

### 令和5年住生活総合調査にご協力をお願いします

12月1日(金)、全国で住生活総合調査が行われます。

- 対象 10月に実施された住宅・土地統計調査に回答いただいた世帯の中から抽出された世帯
- 調査方法 調査の対象となる世帯には、11月下旬から郵送により調査票が配布され、オンラインまたは郵送により回答
- 設置期間 11月21日(火)～12月28日(木)まで
- 受付時間 火曜～土曜の10:00～18:00(日曜・月曜除く)

この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的としています。回答へのご協力をお願いします。

●問い合わせ先  
令和5年住生活総合調査事務局  
TEL 0120-169-037(専用フリーダイヤル)  
総務課 総務係 TEL 72-3111(内線114)

### 上毛町公式アプリ「こうげナビ」終了のお知らせ

町では、住民の皆さまの利便性の向上を図るため、「上毛町LINE公式アカウント」の機能を拡張し、12月頃からサービスを開始する予定です。

これに伴い、令和6年3月31日をもって、上毛町公式アプリ「こうげナビ」の運用を終了します。

※上毛町LINE公式アカウントの機能や運用開始日などの詳細については後日お知らせします。

●問い合わせ先  
企画開発課 企画情報係 TEL 72-3112(内線124)

### 県営住宅入居者募集について

募集対象団地及び募集戸数等詳細については、募集案内書をご覧ください。

- 募集案内書配布期間 11月29日(水)～12月14日(木)
- 申込受付期間 12月6日(水)～14日(木)(申し込み手数料は不要)
- 募集案内書配布場所 県内の各市役所及び町村役場など
- 問い合わせ先 福岡県住宅供給公社県営住宅管理部管理課 TEL 092-781-8029

### 入ってますか？労働保険

～11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です～

労働保険は、「労働者の仕事や通勤中の負傷、疾病に備える労災保険」と「労働者の休業や失業に備える雇用保険」の総称で、働く人の安心を守る重要な国の保険です。労働者(パート・アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険に加入しなければなりません。

まだ加入手続がお済みでない事業主の方は、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)にて加入手続を行ってください。

●問い合わせ先  
福岡県労働局総務部労働保険徴収課  
TEL 092-434-9835



### 行橋税務署からのお知らせ

11月11日～11月17日は「税」を考える週間です

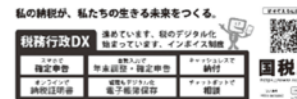
国税庁HPでは特設ページを設け、重点的に進めている「税のデジタル化」による利便性向上への取組などを紹介しています。この機会に「税」について考えてみませんか。

●問い合わせ先  
行橋税務署  
TEL 0930-23-0580(代表)



#### 税を考える週間

11月11日～11月17日  
～これからの社会に向かって～



### 令和5年秋季火災予防運動 〈実施期間〉11月9日(木)～15日(水)までの7日間

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死傷者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。空気の乾燥する季節となりますので、より一層の火災予防に努めましょう。

#### ★住宅防火 いのちを守る 10のポイント★ —4つの習慣・6つの対策—

- 〈4つの習慣〉
- 寝たばこは、絶対しない、させない。
  - ストーブの周りに、燃えやすいものを置かない。
  - こんろを使うときは火のそばを離れない。
  - コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

- 〈6つの対策〉
- 【出火防止】ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
  - 【早期覚知】火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
  - 【延焼拡大防止】火災の拡大を防ぐため、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
  - 【初期消火】火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
  - 【早期避難】お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
  - 【地域の助け合い】防火防災訓練への参加など、地域ぐるみの防火対策を行う。

●問い合わせ先 総務課 総務係 TEL 72-3111(内線113)

#### 〈防火標語〉

- 2023年度全国統一防火標語 「火を消して 不安を消して つなぐ未来」
- 2023年管内児童防火標語 「はなれるの？ そのいっしゅんが 火事のもと」

### 福岡県最低賃金額改正のお知らせ

令和5年10月6日より、1時間941円(41円引上げ)となっています。最低賃金引上げには8月31日から拡充された「業務改善助成金」をご活用ください。

●問い合わせ先  
最低賃金に関して  
福岡労働局労働基準部 賃金室 TEL 092-411-4578  
<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku>  
業務改善助成金に関して  
業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440(平日8:30～17:15)  
福岡働き方改革推進支援センター TEL 0800-888-1699(平日9:00～17:00)



### 11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民一人ひとり、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として、平成26年度から毎年11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

また、日本年金機構では、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組んでいます。この機会に、いつでも年金記録を確認でき、将来の年金受給見込額についても様々なパターンで試算することができる「ねんきんネット」を活用し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、小倉南年金事務所にお問い合わせください。

●問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873

